

養育費等に関する申告書

箕面市

※受付年月日 年 月 日

前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入してください。

区 分	受 取 人	養 育 費 の 額	受 取 状 況
	父・母・児童	円	
合 計		円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

(宛先)箕面市長

養育費に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に児童の父又は母から養育費を受け取っているのかどうか、更に受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

- ◆児童の父又は母から前年（1月から12月までをいいます。ただし、1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）に父又は母及び養育者が受け取った金品その他経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。
- ◆養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- ◆養育費の合計額の欄に記入した額を、別紙2の『所得額』の欄に記入してください。
- ◆養育費として含まれるのは、具体的には別紙で定めるものです。
- ◆前夫が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分欄には区別できるよう前夫の名前等を記入してください。前夫が1人の場合は、この区分欄は空欄で結構です。
- ◆受取状況欄には、次の例に従って記入してください。

例 1)

毎月5万円で12カ月間受け取っている場合には、『月々5万円、12カ月分』と記入してください。

例 2)

4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、『年3回 1万円、3万円、5万円』と記入してください。

例 3)

年に1回受け取っている場合には、『年1回』と記入してください。

「養育費」について

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 父（母）が監護している児童の父（母）が支払ったものであること。
- ② 受け取った者が父（母）又は児童（父（母）又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 父（母）から父（母）又は児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券等）であること。
- ④ 父（母）から父（母）又は児童への支払い方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅ローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等の児童の養育に係りのある経費として支払われていること。

2 従って、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 父（母）が監護している児童の父（母）以外から支払われたもの
- ② 父（母）又は児童以外の者が受け取ってる場合
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④ 支払方法が、父（母）又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注)

1 対象者が未婚の母親である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。